

裁判官会議（第11回）議事録

平成29年4月12日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、岡部、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

1 平成29年における裁判官の視察について

　氏本秘書課長から、資料第1に基づき、標記の裁判官の視察について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

　堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

午前10時33分終了

議長



秘書課長



)

裁判官会議資料 第2
(4月(2日開催)

裁判官会議付職人事関係事項 (平成29. 4. 12提出)

裁判官の転補等について

広島高岡山支判事 (支部長)

広島高岡山支判事 (部総括)

松 本 清 隆(34)

広島高岡山支判事 (部総括) ・岡山
簡裁判事

神戸地判事 (部総括) ・神戸簡裁判
事

長 井 秀 典(37)

) 神戸地判事 (部総括) ・神戸簡裁判
事

大阪地判事 (部総括) ・大阪簡裁判
事

小 倉 哲 浩(43)

大阪地判事 (部総括) ・大阪簡裁判
事

大阪高判事・大阪簡裁判事

野 口 卓 志(47)

裁判官会議（第12回）議事録

平成29年4月19日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、岡部、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、
1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の裁判
官の海外出張については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、福井地方、家庭裁判所長の補職につ
いて説明があり、次のとおり決定した。

福井地方、家庭裁判所長木下秀樹の定年退官に伴い、名古屋地方裁判所判事
倉田慎也を福井地方、家庭裁判所長に補する。

午前10時32分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第1
(4月19日開催)

裁判官会議付議人事関係事項（平成29. 4. 19提出）

1 裁判官の退官について

定年退官（平29. 5. 18）

古川簡裁判事

坂井和雄

2 裁判官の転補等について

東京地判事補（職権特例指名）・東

法務省民事局付

京簡裁判事

小川 敏(61)

) 檢事（法務省民事局）

大阪地家判事補・大阪簡裁判事

秋田 純(64)

古川簡裁判事

東京簡裁判事

佐藤真人

3 裁判官の海外出張について

「裁判官海外出張者名簿」のとおり

裁判官会議（第13回）議事録

平成29年4月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、岡部、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷、木澤、菅野、山口、戸倉、林各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 堀田人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の再任等、3の裁判官の転補等及び4の裁判官の海外出張の変更等については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長氏本厚司を東京地方裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を横浜地方裁判所判事徳岡治とする。
- (3) 堀田人事局長から、3月29日の裁判官会議において報告された平成29年春の勲章受章者の内定のうち、[REDACTED]について、栄典環境を考慮して受章が取り消される予定である旨、報告がされた。

午前10時48分終了

議長

事務総長

秘書課長

裁判官会議資料 第1
(~~4~~月26日開催)

裁判官会議付議人事関係事項（平成29. 4. 26提出）

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官(平29. 5. 21)

横浜地家小田原支判事（支部長）

小田原簡裁判事（司掌者）

野 村 高 弘(38)

依願免本官並びに兼官(平29. 5. 31)

最高裁総務局付（東京地判事補・東京簡裁判事）

(退官後外務省)

水 野 峻 志(63)

依願免本官並びに兼官(平29. 5. 31)

最高裁家庭局付（東京家判事補・東京簡裁判事）

(退官後外務省)

寺 戸 慶 司(63)

定年退官（平29. 5. 30）

東京簡裁判事

篠 田 隆 夫

定年退官（平29. 5. 31）

花巻簡裁判事

木 村 茂 男

2 裁判官の再任等について

最高裁総務局参事官・人事局参事官
・経理局参事官（東京地判事・東京
簡裁判事）

最高裁総務局参事官・人事局参事官
・経理局参事官（東京地判事・東京
簡裁判事）

石 井 伸 興(47)

(平成29年5月26日限り任期終了者)

東京高判事・東京簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

大 西 直 樹(47)

(平成29年5月26日限り任期終了者)

3 裁判官の転補等について

横浜地家小田原支判事（支部長）・ 小田原簡裁判事（司掌者）	東京地判事（部総括）・東京簡裁判 事
名古屋地判事（部総括）・名古屋簡 裁判事	名古屋高判事・名古屋簡裁判事
東京地判事補・東京簡裁判事	松山地判事補・松山簡裁判事
花巻簡裁判事	仙台簡裁判事
仙台簡裁判事	佐藤 徹 大船渡簡裁判事・気仙沼簡裁判事 渡辺 昭二
大船渡簡裁判事・気仙沼簡裁判事	仙台簡裁判事 佐藤 裕義

4 裁判官の海外出張の変更等について

- (1) 平成28年4月20日の裁判官会議に付議した人事関係事項中、松山地判事補・
松山簡裁判事河村豪俊に対する海外出張命令の期間につき約1年間とあるのを、約
10か月間と変更する。